

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 総合政策部 人事課

① 監査の期間 令和 8 年 1 月 5 日から  
令和 8 年 1 月 30 日まで

② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 8 年 1 月 9 日（監査委員事務局）
- 備品検査 令和 8 年 1 月 15 日（人事課/総務事務センター他）
- 監査講評 令和 8 年 2 月 6 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における人事課の所管に係る財務事務等を対象に關係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

#### 4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
1 契約事務関係  単価契約で1件当たりの契約額は6,050円だが、執行見込金額が(6,050×302人=1,827,100円)にも関わらず、契約締結を「課長」決裁としている。	直方市事務代決及び専決規則別表第1(第5条関係)	随意契約理由書・契約締結(委託)(1)「性格検査」「基礎能力検査」(直人第000126-008号)に関して、単価契約締結の決裁区分は「単価」ではなく「執行予定(見込)額」で判断するため、見込額が1,827,100円であれば「部長」決裁となる。同規則に則して適切に処理されたい。

契約事務については、上記のような決裁区分の誤りのほか、採用試験に関するもので「秘匿性」や「信頼と実績」「継続的業務」などを理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号での契約締結を行っているが、秘匿性は契約条項で保障されるものであり、信頼や実績、継続性などは1者特命随契の理由とはならない。

また、広告掲載業務委託についても同一事業者の割引提案見積額を他者との比較がないまま同施行令第7号に該当するとしているが、これも価格の正当性や妥当性がなく、根拠理由とはなりえない。随意契約は、競争入札等の契約に比べ、簡易な手続きで実施事業の目的に合った契約相手を決定し業務の履行を確保できる利点がある反面、契約相手が特定の者に偏り、価格において競争性や公正性・妥当性が失われる恐れがあるため、法令等の厳格な運用が求められるものであり、契約に際しては競争性、価格の正当性・妥当性について担保されるよう取り扱わみたい。

文書事務については、文書担当課において受領し配布を受けた紙文書の処理が直方市文書規程に則して処理がされていないものが見受けられたため、同規程に則して文書システムに収受登録したうえで、適切に処理されたい。

備品管理については、良好に管理されていることが確認できた。

なお、人事課が所管する、条例・規則・規程等のなかに長年見直しが図られず、死文化した規定や現状と乖離した規定が散見されるため、規定する内容の点検と文言の整理を定期的に行われるよう申し添えるものである。

人事課は服務管理の所管課であることから、以上の監査結果をもとに、より一層の適

正な事務執行に努められることを求めるものである。